⑵　人材の育成・確保等

①　人材の育成・確保及び活動の推進

森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー、現場技能者については、引き続き、その育成・確保を推進する。これらの人材の育成に当たっては、現場の抱える課題に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力の向上を図るため、現場からの要請の高い課題（作業システムの効果的な運用、主伐後の再造林、木材加工・流通、ＩＣＴの活用等）に対応した研修カリキュラムの充実､多様なフィールドを有する国有林を活用した研修の実施、情報共有のネットワーク化等を進める。また、国、地方公共団体、大学、林業大学校、試験研究機関等との連携により、森林総合監理士への継続教育支援を推進する。さらに、国や都道府県等の森林総合監理士等が相互に連携し、市町村森林整備計画の策定等の市町村林務行政に対する技術的支援を行う。市町村森林整備計画の実現を図るため、森林施業プランナーや現場技能者をはじめとした森林・林業関係者に対する技術面での支援を強化し、低コストで効率的な作業システムの普及等の現場における具体の取組を推進する。その成果については、公表・共有を積極的に行うなど、活動の「見える化」を図る。

加えて、森林・林業関係学科の高校生等への就業体験等を推進するほか、林業事業体の経営者や森林所有者等で組織される林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽や後継者の育成を促進する。また、女性林業者のネットワーク化等を促進する。

②　林業労働力・労働安全衛生の確保

林業労働力の確保に向けては､「緑の雇用」事業等を通じ、林業への就業を目指し林業大学校等で学ぶ青年への支援、女性を含む新規就業者の確保、段階的かつ体系的な人材の育成を引き続き推進する。その際、現場の抱える課題に対応した研修カリキュラムの充実、ＯＪＴ（職場内研修）指導者として活躍できる知識と技術を有する現場管理責任者等の育成と活用、素材生産と造林・保育、森林作業道の作設等を兼務できる現場技能者の育成を進めることとする。

また、雇用管理チェックリスト等の普及と活用、適切な能力評価と能力に応じた昇進や昇給モデルの提示、社会保険等への加入促進、現場技能者の通年雇用化の推進等により雇用管理の改善を図る。さらには、安全な伐木技術の習得、車両系木材伐出機械等を使用する際の安全教育の義務付け等関連法令の遵守、林業労働災害防止セミナーの実施等により、労働災害防止対策を推進する。

以上のような林業従事者の技術力の向上と他産業並の労働条件の確保等の取組を通じて、必要となる林業労働力を確保する。

⑶　林業災害による損失の補塡

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補塡等の施策を講ずる。平成27年度から国立研究開発法人森林総合研究所に移管された森林保険については、保険金支払の迅速化等によりサービスの向上を図るとともに、制度の普及を推進する。

3　林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、必要となる人材を育成するとともに、民間の活力を活かしつつ、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化、新たな木材需要の創出を図っていくこととする。

⑴　原木の安定供給体制の構築

我が国の原木供給体制は､施業が小規模・分散的に行われ､原木の取りまとめや川上と川中・川下との間で需給情報の共有が十分でないといった課題を抱えており、その結果として、変動する需要に応じて原木を適時適切に供給できていない現状にある。

このような現状を脱し、原木の安定供給体制を構築するためには、我が国の林業が、施業及び林地の集約化等により総体として、また、個々の林業事業体も生産性の向上等を通じて、原木を供給する能力を増大していく必要がある。また、木材の生産・流通等の状況に応じて、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制へと転換するとともに、川上と川中・川下とのマッチングの円滑化を図る必要がある。

①　原木供給力の増大

施業集約化・路網整備等の取組に加え、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化、面的にまとまった共有林での施業促進等の取組を通じ、作業ロットの拡大を図る。また、持続的な森林経営を行いつつ、原木の供給量を安定的に確保できる取組を推進する。さらには、全木集材の普及、再造林対策の強化により主伐・再造林の循環を確実なものとすること等を推進する。これらの取組を通じ、我が国の林業が総体として原木を供給する能力を増大できるような環境を整備する。また、個々の林業事業体に対しても、施業集約化、路網整備、効率的な作業システムの導入等による生産性の向上、適切な生産管理等による経営力の向上、林業事業体の組織化等を促進することとする。

②　望ましい安定供給体制への転換

林業事業体個々による小規模・分散的な原木供給から、原木を取りまとめて供給する体制へ転換するためには、原木供給の核となる者が自らコーディネート能力を高め、広域化している木材流通に対応しつつ、原木の工場直送・協定取引や原木市場による集荷等の取組を広げていく必要がある。

この場合、望ましい安定供給体制の例を示すと、㋐林業事業体の組織等が原木の取りまとめ・選別を行い製材・合板工場等へ供給する体制、㋑原木市場等が個々の林業事業体から原木の集荷・選別を行い製材・合板工場等へ供給する体制、㋒製材・合板工場等が安定的に原木を買い取り、又は自ら素材生産を行い原木を調達する体制等が挙げられる。

③　マッチングの円滑化

需給ギャップを解消し、原木の適時適切な供給を実現するためには、マーケットを通じた需給調整が円滑に行われるよう、需給マッチングの円滑化を図るとともに、供給側・需要側双方の在庫調整機能等を強化することが重要である。

このため、木材製品の需要動向や原木の供給見込み等の需給情報を交換する場の活用、国や地方公共団体等の連携による間伐等の事業量の公表を推進し、需給情報の共有を図る。また、望ましい安定供給体制の構築を通じた多様な出荷先の確保、国有林等による立木や素材等の協定取引、金融上の措置を活用した原木市場等による立木購入等の円滑化等の取組を進める。

⑵　木材産業の競争力強化

少子高齢化と人口減少が進むと推計される中、今後、木材需要の大幅な増加を見込むことが困難な情勢にあることを踏まえれば、都市部や海外の需要を取り込みつつ、木造住宅等の既存分野における木材製品の品質・性能を高めていくとともに、非住宅建築物等に利用できる部材の開発等にも対応できる体制を整備する必要がある。

①　木材加工・流通体制の整備

地域における森林資源、施設の整備状況等を踏まえながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備を進める。すなわち、㋐大型工場単独での規模拡大、㋑複数の中小工場との連携による生産の効率化、㋒地域ごとに木材生産者、製材・合板工場、工務店等が連携して特色ある家づくりを進める取組等を通じ、加工・流通コストの低減等を図る。具体的には、原木段階での強度を含むきめ細かな選別による歩留まり向上、加工・流通施設の整備、加工・乾燥技術の向上等を促進するほか、大型工場については、原木供給者と連携した原木の安定的な調達や大口需要者のニーズに応じた製品の安定供給を、中小工場については、細かなニーズに対応した少量多品目の製品供給や得意分野に特化した製品供給等を促進する。